

(平成24年6月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月から 56 年 12 月まで
② 昭和 57 年 7 月から同年 9 月まで

私は、20 歳になった昭和 42 年*月頃は学生であったが、両親が国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付してくれた。59 年 2 月に結婚する時、両親から保険料納付を示す納付書の半票を渡された覚えがあり、その後は自分で納付してきた。申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は国民年金保険料を未納とした覚えは無いとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 59 年 2 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると申立期間②は保険料を遡って納付することが可能な期間である。

また、申立期間②前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人が 3 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①については、申立人はその両親が国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付してくれたはずであるとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその両親は高齢であるため証言を得られず、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり、昭和 59 年 2 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 47 年*月頃に国民年金に加入して以来、国民年金保険料を未納とした覚えは無く、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 47 年*月頃に国民年金に加入して以来、国民年金保険料を未納とした覚えは無いとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、48 年 2 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は申立期間前後を含め国民年金保険料の未納は無く、申立人が 3 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月31日から同年4月1日まで
厚生年金保険の記録は、昭和36年3月31日にA株式会社（本社）で被保険者資格を喪失し、同年4月1日に同社のC工場で資格取得となっており、被保険者期間が1か月欠落している。転勤に伴い事業所を異動したが継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び事業主の証言から、申立人は、申立期間にA株式会社に継続して勤務し（昭和36年4月1日に同社本社から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和36年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が被保険者資格喪失日を昭和36年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録

することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成11年8月から12年12月までの期間を36万円に、15年4月から16年12月までの期間を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年6月1日から7年10月1日まで
② 平成10年4月1日から11年8月1日まで
③ 平成11年8月1日から18年1月1日まで
④ 平成18年1月1日から19年12月26日まで

株式会社A（現在は、株式会社B）に勤務していた期間の標準報酬月額の記録については、申立期間①は30万円、申立期間②は36万円とされているが、それぞれ50万円、44万円が適正である。また、株式会社Cに勤務していた申立期間③及び④についても、標準報酬月額が30万円と記録されているが、それぞれ44万円、40万円が適正と考えるため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。なお、株式会社A及び株式会社Cは関連会社であり、籍は異動しているが、業務内容及び勤務場所などの変更は無かった。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①、②、③及び④の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これ

らの標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立人の申立期間③のうち、平成 11 年 8 月から 12 年 12 月まで及び 15 年 4 月から 16 年 12 月までの標準報酬月額については、給与明細書、源泉徴収票及び市民税所得証明書から判断すると、11 年 8 月から 12 年 12 月までの期間を 36 万円に、15 年 4 月から 16 年 12 月までの期間を 38 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書、源泉徴収票及び市民税所得証明書において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから事業主は、給与明細書、源泉徴収票及び市民税所得証明書において推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間②のうち、平成 11 年 6 月、申立期間③のうち、平成 13 年 2 月、同年 4 月、同年 7 月、同年 11 月、14 年 12 月、17 年 4 月、同年 6 月、同年 7 月、同年 8 月、同年 12 月及び申立期間④については、給与明細書があるものの、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険事務所の記録における標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、平成 13 年 1 月、同年 3 月、同年 5 月、同年 6 月、同年 8 月から同年 10 月まで、同年 12 月から 14 年 11 月まで、15 年 1 月から同年 3 月まで、17 年 1 月から同年 3 月まで、同年 5 月及び同年 9 月から同年 11 月までについては、上述の給与明細書の厚生年金保険料控除額を参考に社会保険料控除額を試算し市県民税課税（所得）証明書の社会保険料控除額と比較したところ、13 年及び 14 年は社会保険事務所の記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料とおおむね一致し、15 年及び 17 年は一致したことから、記録を訂正する必要は認められない。

- 4 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録により、平成 5 年 4 月 26 日に被保険者資格を取得した際の賃金が 30 万円と記録されていることが確認できる。

また、申立人から平成5年分の所得税の確定申告書の提出を受けたものの、申立人が事業主から控除されていたD組合への保険料を特定することができず、申立期間当時の各月の厚生年金保険料の控除額を推認することはできなかった。

申立期間②のうち、平成10年4月から11年5月まで及び同年7月については、給与明細書等の資料が提出されていないことから、申立期間当時の各月の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を推認することはできなかった。

- 5 株式会社Aの事業主は、申立期間当時の資料は全て処分してしまった旨の回答をしている上、株式会社Cの事業主及び当時の経理担当者も資料は何も残っていない旨の回答をしている。

このほか、当時の同僚からも申立人が主張する厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料などを得られず、申立期間①、②、③のうち平成13年1月から15年3月まで及び17年1月から同年12月まで並びに申立期間④の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③のうち平成13年1月から15年3月まで及び17年1月から同年12月まで並びに申立期間④について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成10年6月から11年4月までに係る標準報酬月額記録については、50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月1日から11年5月1日まで
株式会社A（現在は、株式会社B）に勤務していた申立期間について、標準報酬月額が平成5年6月1日から10年4月1日までは30万円、同年4月1日から11年5月1日までは26万円とされているが、それぞれ50万円が適正と考えるため、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出を受けた給与明細書から判断すると、申立期間のうち平成10年6月から11年4月までの期間を50万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の平成10年6月から11年4月までの期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料額に見合う報酬月額の出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成7年11月については、給与明細書があるものの、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険事務所の記録における標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、平成5年6月から7年10月まで及び同年12月から10年5月までについては、申立人は給与明細書を所持していないところ、株式会社Aの事業主は、申立期間当時の資料は全て処分してしまった旨の回答をしている上、当時の経理担当者も資料は何も残っていない旨の回答をしている。

さらに、申立人から平成5年分、6年分の所得税確定申告書及び9年分給与所得の源泉徴収票の提出を受けているが、申立人が加入していたとするC組合から当時の国民健康保険料を確認できる資料などの提出を受けることはできず、5年分、6年分の所得税確定申告書に記載された社会保険料控除額及び9年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額から、申立期間当時の標準報酬月額を推認することはできなかった。

このほか、当時の同僚からも申立人が主張する厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料などを得られず、申立期間のうち平成5年6月から7年10月まで及び同年12月から10年5月までの期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち平成5年6月から7年10月まで及び同年12月から10年5月までの期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成4年7月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人の申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月28日から同年7月16日まで
② 平成4年7月から5年12月まで
③ 平成6年1月31日から同年3月21日まで

夫は、平成3年1月16日から6年3月21日までB株式会社に継続して勤務し、途中で退職した事実が無いのに厚生年金保険の被保険者記録に欠落期間があるので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。また、4年7月から5年12月までの期間については、給料が半分くらいに下がったことはないのに、減額された記録となっているので、調査の上、訂正前の記録に回復してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が当該期間について、株式会社A及びB株式会社に継

続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に平成4年2月28日に株式会社Aで被保険者資格を喪失しているものの、その後も継続して同社及び同社の関連会社に勤務した複数の同僚から提出された申立期間①に係る給与明細書において、株式会社Aから支給されている給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、申立人についても、当該同僚と同様に、当該期間の厚生年金保険料の控除がなされていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、平成4年2月28日の被保険者資格喪失時の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から保険料を納付したか否かについての回答は無いが、申立期間①において株式会社Aは適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のB株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年7月から5年12月までは24万円と記録されていたところ、6年1月18日付けで、申立人を含む30人の標準報酬月額が減額訂正されており、申立人の場合は、4年7月まで遡って12万6,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、株式会社Aの元経理部長は、「グループ会社に厚生年金保険料の滞納が生じた場合、社会保険事務所と相談し、社長の指示の下、遡って標準報酬月額の減額及び全喪届を提出した。」と供述している上、B株式会社の事業主及びグループ会社の同僚らが「事業所は、平成4年から6年までにかけては資金繰りに苦慮しており、給与の支払は遅れ気味であった。同社は保険料を滞納しており、事業主、二人の取締役及び税理士の資格を有する経理部長が組織的に関与していた。」と供述している。

さらに、申立人は、「B株式会社を含め、グループ会社に勤務していた間は、一貫して営業職であった。」と供述しているところ、B株式会社の商業登記簿謄本によれば、申立人は同社の役員として登記されておらず、複数の同僚は、「申立人は、B株式会社に入社以降ずっと営業職であった。」と供述していることから、当該減額訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成6年1月18日付けで遡って行われた標準報酬月額の減額訂正処理は事実上即

したものとは考え難く、申立人の標準報酬月額を4年7月に遡って減額訂正する合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立人の当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間③について、当該期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、B株式会社については、平成6年1月31日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間当時は適用事業所ではないことが確認でき、さらに同日付けで被保険者記録のある19人全員が被保険者資格を喪失している。

また、申立人の雇用保険受給資格者証によると、申立人は、申立期間③の前となる平成4年6月30日から5年1月15日までの間における株式会社Aでの雇用保険被保険者期間により、6年1月1日から同年1月15日までの雇用保険基本手当の支給を受けており、同受給資格者証には、同年3月31日付けで「就職6年3月21日」との記載があり、同年3月21日から、ほかの事業所での厚生年金保険被保険者記録及び雇用保険加入記録が確認できる。

さらに、B株式会社の同僚に照会したが、当該期間における勤務の実態についての供述は得られなかった。

加えて、B株式会社の事業主は、「事業所の給与、社会保険及び労働保険など経理関係全般については、全て親会社の株式会社Aが統括しており、事業所は営業部門の一組織であったことから資料も無く、経理の内容については不明である。」と供述し、株式会社Aの事業主からは回答を得られないことから、申立人の申立期間③における勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から8年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から8年4月まで
私が会社を辞め専業主婦になった時に、私も夫も国民年金に加入していなかったため、平成7年頃、A市役所で加入手続きを行い、B銀行（現在は、C銀行）と一緒に国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年頃に夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているが、正確な加入時期及び納付金額を記憶しておらず、これらの状況は不明である。

また、オンライン記録によると申立人の基礎年金番号は平成10年6月26日に厚生年金保険の手帳記号番号が付番され、同年6月29日に8年5月から10年3月までの国民年金保険料を納付していることから、申立人は同年6月頃に初めて国民年金の加入手続きを行ったと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の元夫も、オンライン記録によると平成10年6月19日に基礎年金番号が付番され、同年6月26日に申立人と同様に8年5月から10年3月までの保険料を納付し、申立期間は未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 5 年 5 月までの期間、13 年 4 月から同年 5 月までの期間、15 年 2 月から同年 6 月までの期間、18 年 2 月から 20 年 2 月までの期間、同年 5 月から同年 8 月までの期間及び 22 年 7 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から平成 5 年 5 月まで
② 平成 13 年 4 月及び同年 5 月
③ 平成 15 年 2 月から同年 6 月まで
④ 平成 18 年 2 月から 20 年 2 月まで
⑤ 平成 20 年 5 月から同年 8 月まで
⑥ 平成 22 年 7 月から同年 11 月まで

申立期間①及び②について、私は、A 市役所又は B 市役所で国民年金の加入手続を行い、それぞれの市役所で国民年金保険料を納付した。申立期間③については、B 市役所で、申立期間④は B 市役所又は A 市役所で、申立期間⑤及び⑥については、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、それぞれの市役所で所定の保険料を納付した。

申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、A 市役所又は B 市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料はそれぞれの市役所で納付したとしている。しかしながら、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人が初めて国民年金に加入した時期は、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄に「平成 15 年 2 月 11 日」、

「1号」と記載され、オンラインの記録とも一致しており、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、平成15年2月11日以前の、申立期間①及び②は未加入期間と推認され、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間①は62か月と長期間であり、申立人は昭和57年10月にC市、63年12月にA市、平成5年3月にD市にそれぞれ転居しているところ、これら三つの行政機関にわたり、記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立期間②については、オンライン記録では15年2月25日に「未適用者一覧表（最終）」が作成されており、その時点までは未加入期間であったことが推認されることから、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

- 2 申立期間③及び④について、申立人は申立期間③についてはB市役所、申立期間④についてはB市役所又はA市役所で国民年金の加入手続を行い、それぞれの市役所で国民年金保険料を納付したとしている。しかしながら、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続は、上記1のとおり平成15年2月頃に行ったと推認されるころ、14年4月に国民年金保険料の収納事務は国に移管され、申立期間③についてはB市役所、申立期間④についてはB市役所及びA市役所では国民年金保険料を納付することはできず、申立期間③はB市役所で保険料を納付し、申立期間④はB市役所及びA市役所で保険料を納付したとする申立人の申述と相違しており、申立期間③及び④の保険料の納付状況は不明である。

- 3 申立期間⑤及び⑥について、申立人はA市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所で国民年金保険料を納付したとしているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が明確でなく、また、上記2と同様に市役所では保険料を納付することができないことから、これらの状況が不明である。

さらに、オンライン記録では申立期間⑤について、平成22年2月23日に「未適用者一覧表（最終）」が、申立期間⑥について23年7月26日に「未適用者一覧表」が作成されており、申立期間⑤及び⑥はそれぞれの当該日まで未加入期間であったと推認され、制度上、保険料を納付することができない期間である。

- 4 国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務

がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

- 5 申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 5 月まで
昭和 53 年 1 月に、A 市役所で、夫が私の国民年金の加入手続を行い、以後、自宅近くの B 組合で国民年金保険料を納付してくれていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が、国民年金の任意加入手続を昭和 53 年 1 月に A 市役所で行ってくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得時期から、同年 6 月頃に払い出されたと推認される上、同記号番号は任意加入被保険者として払い出されていることが A 市の国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳の記載により確認できることから、任意加入被保険者は、制度上遡って被保険者資格を取得することはできないため、申立人は、同年 6 月より前に遡って被保険者資格を取得できず、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、当委員会において、オンラインの氏名検索により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料の納付については、申立人の夫が B 組合で納付したと主張する以外に具体的な供述を得られず、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないことから、保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から63年3月までの国民年金保険料については、免除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年11月から63年3月まで
国（厚生労働省）の記録によると、申立期間は国民年金保険料が未納となっているが、昭和57年度から毎年度、区役所及びその出張所で、児童手当等の支給申請と併せて保険料の免除の申請を行ったので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年度以降、毎年度、A区役所、B区役所及びその出張所で、児童手当等の支給申請と併せて国民年金保険料の免除の申請を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、63年5月頃に払い出されたと推認される上、当委員会において、オンラインの氏名検索により調査したが、申立人に別の記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立人が申立期間に係る保険料の免除の申請を行うことは不可能だったと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の免除の申請を行ったことが分かる資料は見当たらず、免除の承認又は却下の通知を受け取ったか否かについては覚えていないとしていることから、保険料の免除の申請状況は不明である。

さらに、申立期間は65か月と長期間であり、申立期間の国民年金保険料が免除されるには6回申請が行われる必要があるが、社会保険事務所（当時）がその全てを記録しなかったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月 30 日から 4 年 6 月 30 日まで
平成元年 9 月から 4 年 12 月まで A 株式会社又はその子会社である B 株式会社において営業職として勤務した。このうち、同年 6 月 30 日の A 株式会社の倒産まで給与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、申立期間の被保険者記録が無い。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 株式会社（以下「C社」という。）又はその子会社の B 株式会社（以下「D社」という。）において勤務していたと供述しているところ、C社の事業主は、申立人が申立期間において、同社の子会社である D社に在籍しており、雇用関係も D社との間にあったと供述している一方、調査に回答のあった同僚 5 人のうちの 1 人は、自身の在籍期間（平成 3 年 1 月 1 日から 4 年 2 月 1 日まで）に、申立人が C社に勤務していたとしている以外には具体的な供述が得られないことから、申立人が申立期間において C社に勤務していたことを確認することができない。

また、複数の同僚が、申立人は C社が倒産した頃には D社で勤務していたと供述しているところ、オンライン記録によると、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 9 年 2 月 1 日であることが確認でき、申立期間において適用事業所ではない。

さらに、C社の事業主は申立期間当時の資料を保管していないと回答しており、D社の事業主は既に亡くなっている上、上記同僚からも申立人の C社及び D社における厚生年金保険料の給与からの控除について具体的な

供述を得ることができない。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月 1 日から 62 年 5 月 1 日まで
② 昭和 62 年 5 月 1 日から 63 年 6 月 1 日まで

申立期間①については、A株式会社パートとして勤務し、B業務等に従事した。入社の際に厚生年金保険の加入を頼んだら「はい」と言われた記憶があるが、同社における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②については、昭和 62 年 5 月 1 日から、株式会社Cにパートとして勤務したが、同社における厚生年金保険の加入は、63 年 6 月 1 日からとなっている。

申立期間当時、子どもをD施設に預けて勤務し、毎年勤務先の在職証明書をD施設に提出していたので勤務したことは間違いない。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、当時の仕事内容に関する具体的な申述及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、元事業主は、「事業所は、7年前に廃業、解散しており、当時の資料は無い。」と回答している上、当該事業所で当時、給与計算及び社会保険事務の手続を担当していた者は、「全員が厚生年金保険に加入していたわけではない。パートの場合、入社してすぐには厚生年金保険に加入しないが、勤務期間が長くなると加入した。厚生年金保険に加入する前に給与から保険料を控除するようなことはしない。」と

供述している。

また、申立人に係る給与明細書等の資料も無く、申立人が記憶している同僚二人のうち一人は、「私はパートとして勤務したが、厚生年金保険には、加入していない。」と供述していることから、申立人の申立期間①について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

さらに、申立期間①に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い上、前記同僚二人の氏名も確認できない。

加えて、オンライン記録により、申立期間①の一部（昭和 61 年 4 月 1 日から 62 年 3 月 31 日まで）において、申立人は国民年金の第 3 号被保険者となっていることが確認できる。

- 2 申立期間②については、株式会社 C が提出した申立人に係る給与表（昭和 62 年 5 月から平成元年 5 月まで）により、申立人が申立期間②において勤務していたことは確認できるものの、厚生年金保険料の控除は昭和 63 年 7 月からであり、申立期間②に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所が提出した申立人に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の被保険者資格取得日は、昭和 63 年 6 月 1 日であることが確認できる。

さらに、当該事業所において、申立人を含む 10 人が昭和 63 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、当該 10 人のうち複数の者が、「資格取得日より前にパートで勤務していたが、厚生年金保険の加入は昭和 63 年 6 月 1 日からである。加入の際、会社から説明があった。」旨の供述をしている。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。